

議案第1号

景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観重要公共施設の指定
及び変更について

◎ 趣 旨

景観形成重点地区（宇都宮駅東口）における景観重要公共施設の指定及び
変更について、素案の縦覧を実施したことから、結果の報告と景観計画の変
更について諮るもの

1 素案の縦覧について

(1) 意見の募集期間 令和4年11月11日（金）～24日（木）

(2) 意見書の提出 0件

意見公述希望者がいなかったため公聴会は開催せず

2 景観計画の変更案 **説明資料**

素案の通り景観重要公共施設の指定及び変更を行う。

3 今後のスケジュール

1月30日 都市計画審議会

3月 告示

4月 施行

説明資料

宇都宮市景観計画 【基準編】(案)

宇都宮市

－ 目 次 －

第1章 市全域の行為の制限

1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
(6) 大谷地区	31
2 景観形成推進地区	37
(1) 中里原地区	37

第3章 景観重要公共施設

1 景観重要道路	41
(1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、 <u>宇都宮芳賀ライトレール線</u>	41
(2) 大通り	45

第4章 景観整備機構

(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	48
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	49

第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画、第4章3 「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

1 景観重要道路

(1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、宇都宮芳賀ライトレール線

1) 適用日

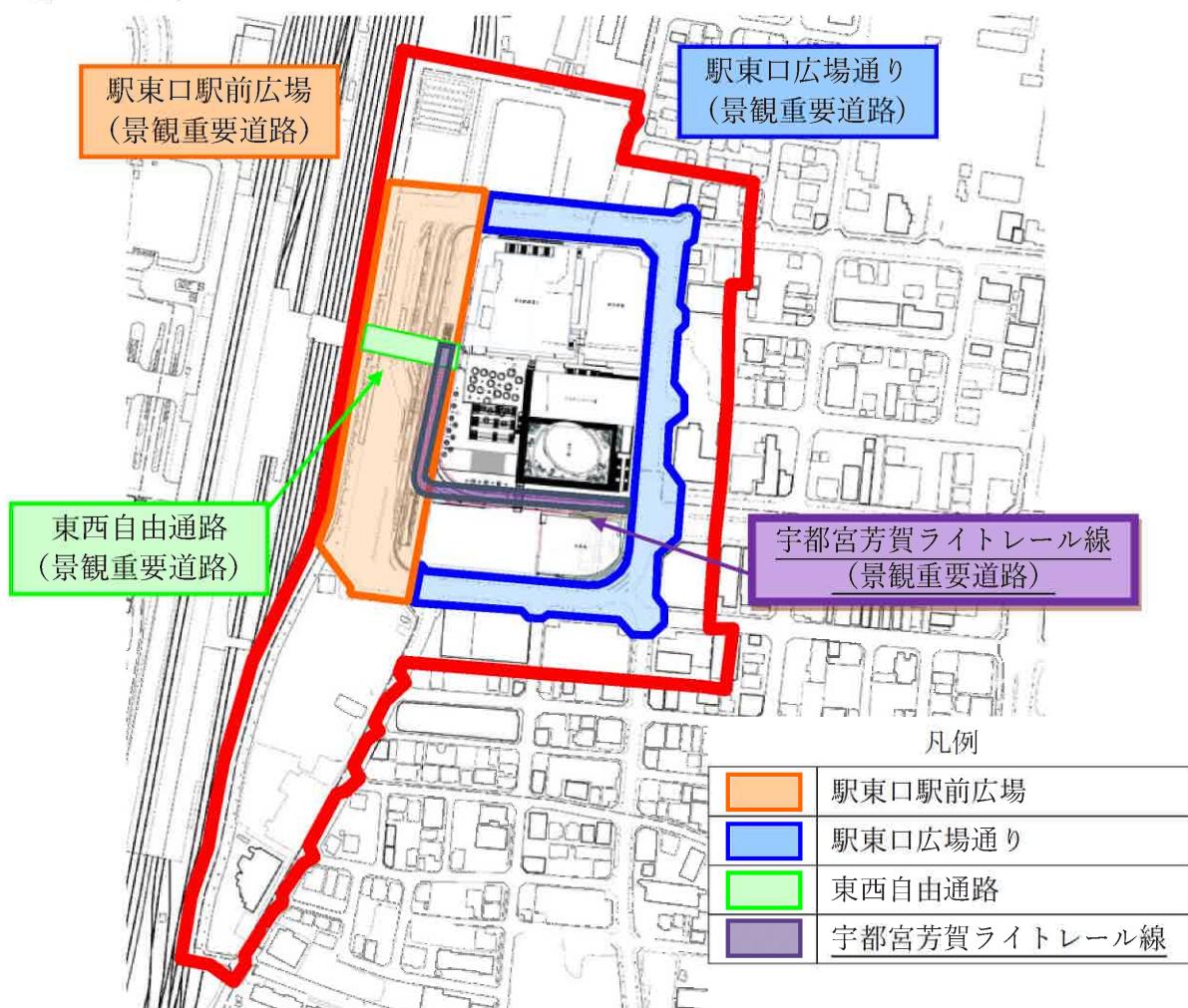
平成20年10月1日（当初 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路）
令和5年4月1日（変更）

2) 施設の名称

宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、宇都宮芳賀ライトレール線

3) 位置

図7のとおり



4) 整備に関する事項

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。 ○ <u>交通の流れを演出する舗装を採用する。</u> (推奨する舗装 公共交通の通行帯に一般車両と異なる排水性コンクリート舗装)
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。 ○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー構造（段差）を採用する。 ○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。 ○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ <u>人と環境にやさしい舗装を採用する。</u> (推奨する舗装 透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）) ○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 (推奨する材料 アルミハニカムパネル) ○ まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整 備 の 内 容
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none">○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none">○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。○ <u>人と環境にやさしい舗装を採用する。</u> <u>(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))</u>○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む<u>薄くスマートな屋根デザイン</u>のシェルターを設置する。 <u>(推奨する材料 アルミハニカムパネル)</u>○ まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

ウ 東西自由通路（歩行者デッキ）

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
交流拠点への流れ・導入感を演出	<ul style="list-style-type: none">○ 風格のある、新しいまちを予感させる舗装を採用する。 <u>(推奨する舗装 御影石舗装)</u>
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	<ul style="list-style-type: none">○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式とする。 (薄い床板や屋根など)○ 軽やかさを感じる庇を設置する。
人々が安心して楽しく移動できる空間	<ul style="list-style-type: none">○ 明るく見通しの確保されたエレベーターを設置する。○ <u>あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できる配慮をする。</u> <u>(推奨される配慮 点字ブロックを手すり側に設置する)</u>
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	<ul style="list-style-type: none">○ 自然の光や風を感じ、開放感のある構造や素材を採用する。 <u>(推奨する構造等 オープン構造、ガラスの採用など)</u>○ 豊かな光を感じるトップライトを設置する。

エ 宇都宮芳賀ライトレール線

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮の玄関口にふさわしい道路景観の形成
- ・ 駅前空間とまちをつなぐ統一感のあるデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
<u>乗る人も見る人も L R T が創る新しい風景を 感じられる洗練された 空間の形成</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 路面は、まちのデザインと調和した素材を使用する。 (推奨する素材 ウオッシャブルコンクリート)○ 柵や架線柱は、できる限り細くシンプルな形状とし、周辺の床面や樹木の色彩との調和を図る。 (推奨する色彩 ブラウン系のライトグレー)
<u>新たな市の玄関口として駅前の各空間が交わり、次の空間につながる一体感の演出</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 新たな駅前空間にふさわしい、明るく、空間に溶け込む、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 (推奨する素材 アルミハニカムパネル)○ 床材は、東西自由通路との一体感を演出する舗装とする。 (推奨する工法 タイル張り)

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物（以下「工作物」という。）の道路占用の許可（道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。）を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。